

令和元年度 第2回 芦別市子ども・子育て会議 会議録

【開催日時】

令和元年12月6日（金） 午後6時～午後7時00分

【開催場所】

子どもセンターつばさ1階 小学生クラブ室

【出席者】

《子ども・子育て会議委員》

瀬戸会長、太田委員、村上委員、橋本委員、坪江委員、大島委員

《事務局》

中村児童課長、渡辺係長、土田園長、高倉係長、石川係長、佐藤係長、佐藤主任、江藤主任
（株）ぎょうせい 小林主任研究員（計画策定アドバイザーとして出席）

【会議次第】

- 1 開 会 中村児童課長
- 2 市長あいさつ
- 3 会長あいさつ 瀬戸会長
- 4 議 事

(1) 協議事項

- ① 第2期芦別市子ども・子育て支援事業計画（素案）について（各委員に事前配布）
（株）ぎょうせいより、素案各章の概要について説明。その後事務局より説明。

（事務局よりポイントのみ説明）

1 ページ、第1章では計画の策定趣旨と重点施策を記載しており、

■保護者の経済的負担の軽減では、

3歳以上の子どもの保育料無償化、独自施策による保育料の軽減、副食費の助成

■保育の充実と質の向上では、

保育士の確保、施設型給付・地域型保育給付による施設への支援、延長保育の実施

■育児支援の充実では、

3歳児健診後の健康相談の充実

としており、以上の内容を重点施策として位置づけ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すことを目的として、この計画を策定しようとするものであります。

2ページから3ページ、計画の位置づけとして、子ども・子育て支援法に基づき芦別市の子どもと子育て家庭を対象として、今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものとなっており、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものであり、市の総合計画をはじめ、関連する他の計画とも整合させながら令和6年度までの5年間を計画期間といたします。

5 ページから 9 ページ、第 2 章では国勢調査や市の統計書から記載した人口・世帯などの推移について記載しております。

その中で、9 ページに令和 6 年度までの子どもの数の推計を記載しております。この年代ごとの推計値と利用者数の変化率等を用いながら、後程説明する量の見込み等について計画書に反映させております。

次に、10 ページ以降、素案の一部について変更し追加でお手元に配布してあります。幼稚園と保育園を利用する児童数の推移について記載しておりますので、差し替え後の資料をご覧くださいようお願いします。

10 ページ利用児童数の推移と、11 ページ保育園利用状況のグラフについては、平成 30 年度にみどり幼稚園附属保育園のリリーが開設されたことに伴い、令和元年のグラフに定員と入園者数 19 名分を追加した内容としています。

12 ページから、地域子ども・子育て支援事業計画の法定 10 事業の説明と実施状況について記載しております。芦別市では実施していない事業もありますが、計画書に記載が必須となっている内容であります。なお、各事業内容と実績については記載のとおりであり、説明は省略させていただきます。

16 ページ以降については、7 月に実施したニーズ調査結果の記載しております。

個々の調査結果内容については省略させていただきますが、35 ページには調査全般を踏まえて「教育・保育の需要、社会参加や地域交流、子育て支援の満足度、相談先」などの課題と、第 1 期計画からの継続課題として「教育・保育の質の向上、子どもを支援するまちづくり」を課題として記載しております。

37 ページ、第 3 章ではニーズ調査等の結果による課題の解決に向けての基本的な考え方と施策の展開を記載しております。

38 ページには、子ども・子育て支援を進めていく基本的な視点として、「子どもの育ちを支援するまちづくり」、「子どもを健やかに育む家庭を支援するまちづくり」、「子育てを支える地域を支援するまちづくり」の 3 点を掲げ、この視点に基づく基本目標を 7 項目定めて 40 ページの施策体系表に記載しております。

41 ページ以降には、それぞれの目標に対する具体的な事務事業の内容について記載しており、質の高い教育・保育の提供を目指し、支援が必要な子どもの受入れ体制や相談内容の充実、妊娠・出産・子育てに関する不安を抱える保護者への多様なサービスの提供や、子どもが安心・安全に成長できる環境の整備などについて充実させる目標と事務事業となっており、内容については、市役所内部における庁内検討委員会において協議し、各担当課・係で確認と修正を実施しております。

54 ページ、第 4 章では教育・保育の提供区域の設定についてですが、第 1 期計画と同様に芦別市全域を 1 区域として設定します。

また、地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定についても同様に芦別市全域を基本としますが、放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）については、現状どおり小学校区を基本として実施します。

57 ページ、第 5 章では認定区分ごと、及び事業ごとの量の見込みについて定めています。なお、量の見込みについては、芦別市における利用実績から独自に算出しており、各事業の対象年齢あたりの利用率と利用者数の変化率を算出し求めた値に、子どもの数の推計値を掛け合わせて試算しております。

58 ページ「教育・保育の量の見込み」について説明

【1号認定（3歳以上、幼稚園）】

令和 2 年度の量の見込みで 102 人、以降令和 6 年度まで記載のとおりであり、確保の内容としては 120 人で計画期間当初から供給量が確保されることとなります。

【2号認定（3歳以上、保育園）】

令和 2 年度の量の見込みで 50 人、以降令和 6 年度まで記載のとおりであり、確保の内容としては 72 人で計画期間当初から供給量が確保されることとなります。

確保の内容の人数は、つばさ保育園における 3 歳以上の利用定員数としています。

【3号認定（0歳、保育園・小規模保育園）】

令和 2 年度の量の見込みで 9 人、以降令和 6 年度まで記載のとおりであり、確保の内容としては特定教育・保育施設で 10 人、地域型保育事業で 3 人の合計 13 人で計画期間当初から供給量が確保されることとなります。

確保の内容の人数は、つばさ保育園とみどり幼稚園附属保育園リリーにおける 0 歳児の利用定員数としています。

【3号認定（1・2歳、保育園・小規模保育園）】

令和 2 年度の量の見込みで 42 人、以降令和 6 年度まで記載のとおりであり、確保の内容としては特定教育・保育施設で 28 人、地域型保育事業で 16 人の合計 44 人で計画期間当初から供給量が確保されることとなります。

確保の内容の人数は、つばさ保育園とみどり幼稚園附属保育園リリーにおける 1・2 歳児の利用定員数としています。

62 ページ、幼児教育・保育の質の向上にあたる部分であるが、「外国につながる乳幼児への支援と配慮」について新規項目となっております。

国際化の進展に伴う帰国子女や外国籍の乳幼児などを円滑に受け入れるような体制づくりの整備と、教育・保育施設等への支援について記載することが必須の内容となっております。

他の 2 項目については、第 1 期計画に引き続きの取組となっております。

63 ページ、第 6 章「地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策」について説明

【利用者支援事業】

子育て支援事業の利用や相談を実施する「基本型」と、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児相談などを実施する「母子保健型」を行うため、芦別市子育て世代包括支援センター 1 箇所で行うこととします。

【延長保育事業】

令和 2 年度から 6 年度まで、各年度 100 人を見込むこととします。

【放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）】

本日追加で配布した資料の 3 枚目になりますが、この事業の見込みについて変更したものを用意しています。この事業は小学校区を区域とすることから、芦別小学校と上芦別小学校に分けて量の見込みを算出する必要があったため変更しております。

また、第 1 期計画では低学年と高学年に分けた記載となっておりましたが、第 2 期計画より学年ごとの記載となったため、過去の利用実績等を勘案して学年ごとに量の見込みを算出しております。

【乳児家庭全戸訪問事業】

各年度の量の見込みと確保の方策については、9 ページの子どもの推計人口 0 歳児としております。

【地域子育て支援事業】

令和 2 年度の量の見込みは 362 人、以降令和 6 年度まで記載のとおりであり、算出にあたっては過去の利用実績からとしており、活動拠点は子育て支援センター 1 箇所としております。

【一時預かり事業】

幼稚園型についての量の見込みは令和 2 年度で 8,560 人、以降令和 6 年度まで記載のとおりであり、過去の実績値と 1 号認定の各年度における増減率等を用いながら算出しております。また、2 歳児を対象とした一般型の量の見込みと確保策については、月 6 人利用の 12 ヶ月として算出しております。

つばさ保育園で実施する一時預かり事業の量の見込みは令和 2 年度で 171 人、以降令和 6 年度まで記載のとおりであり、確保の方策については 1 日当たりの利用定員 10 人の年間 290 日を想定した数値となっております。

【妊婦健診事業】

各年度の量の見込みと確保の方策については、9 ページの子どもの推計人口 0 歳児としております。

【子育て短期支援事業、養育支援訪問事業】

芦別市では実施していませんが、今後のニーズに合わせて対応を図ることとします。

【病児保育事業、子育て援助活動支援事業】

芦別市では実施していませんが、今後のニーズに合わせて対応を図ることとします。

【実費徴収にかかる補足給付を行う事業、多様な主体が参画することを促進するための事業】

支援を継続、及び実施を希望する事業者のニーズに合わせて今後の対応を図ることとします。

69 ページ、第 7 章の子ども・子育て支援関連施策の推進については、計画に記載が必須となっている項目です。

「児童虐待防止対策」については現在の取り組みを強化する内容で、児童相談所など関係機関との連携と情報共有のほか、地域子ども・子育て支援事業を実施する中で児童虐待の発生予防と早期発見、早期対応等を図り防止に努めていく内容であります。

70 ページ、「ひとり親家庭の自立支援の推進」については、引き続き北海道が策定する計画による総合的な自立支援を推進していきます。

また、「障がい児施策の充実」については、乳幼児期を含め早期に適切な相談が受けられるよう十分な情報提供を行い、幼稚園・保育園・小中学校においては、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めて支援を行い、一貫した総合的な取り組みを推進していく内容であります。

71 ページ、「仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進」については、以前から実施している事業をより強化していく内容となりますが、育児・介護休暇など取得しやすい職場環境づくりに向けた取り組みなどの啓発や情報提供などを行う内容になります。

また、「子どもの安心・安全な環境の充実」については、近年、子どもが高齢者による交通事故に巻き込まれて亡くなる事故が起きている中で、未就学児が日頃利用する道路や小学生の通学路の安全確保対策、高齢者の安全対策を支える対策、高齢者の日常生活の移動を支える取り組みについて、点検実施や普及活動などの内容となります。

73 ページ、第 8 章「次世代育成支援行動計画の継続・実施」については、子ども・子育て支援計画と一体的に策定してきたところであり、引き続き計画を継承していくことといたします。

また、74 ページからは各目標に従って事務事業の推進と実施を行うこととしており、各担当課・係において事業の計画的な実施及び見直しを行うこととしております。

84 ページ、第 9 章「計画の推進体制」については第 1 期計画と同様に、関係機関との連携のほか、行政、家庭、学校や地域などそれぞれの役割を果たしながら協働し理解を深めていけるよう必要な支援と体制づくりを行っていくこととします。

なお、本日追加で配布した資料の 4 枚目になりますが、「85 ページ 学校の役割」で一部表現を訂正しております。

内容としては、「幼稚園・保育園・小学校間における情報交換の徹底と、教育と福祉の連携も含めた継続的な支援体制づくりを図ります。」と、情報共有と支援体制を図る内容に変更しております。

また、子ども・子育て支援に係る各種事業実施においては国及び北海道とも連携しながら取り組みを行っていくこととします。

以上が、素案の説明となります。

【質疑等】

(委員)

別紙で意見書が添付されているが、本日の会議で内容についてどこまで質問と確認を行えばよいか。

(事務局)

素案に関しては非常にタイトなスケジュールで作成している状況である。12 月 4 日には庁議で素案内容について説明をしたところである。

本日配布の 4 ページ綴りの資料については、庁議までの説明で事務局と(株)ぎょうせいと調整を行い、変更した方が良いと思う部分について提出させてもらっている。

委員の皆様には事前に素案の配布をしたため、本日は内容の説明のみとさせていただき、意見書として何かあれば 12/16 まで提出をお願いしたい。それを集約して各委員から意見や要望が提出されていますとの内容を改めて配布し、12/25 日、第 3 回目の子ども・子育て会議の中で意見を反映させて協議できればと考えていたところである。

ただ、本日の会議で内容を確認したい方が居ればご質問等いただくか、全体的にまとめて意見書の提出どちらでも構わないと考えております。

(委員)

64 ページ延長保育事業の実施があるが、現在午後 6 時 30 分までの部分を 7 時まで延長を図るという内容を記載しているが、今の段階で延長保育を利用する子どもの見込みはあるのか。私どもでも 6 時 30 分まで預かりを実施しているが、ギリギリの時間まで預かっている子どもは居ないのが現状である。保育士も 2 名必要であり、確保策も大変な状況の中でどのような見込みで行うのか。

(事務局)

ここに記載している延長保育事業とは、通常保育時間の 11 時間を超えて預ける内容の延長保育事業である。リリーさんで実施しているのは短時間認定の方の保育時間の前後で利用されているものである。

量の見込みについては1日5人想定で20日間を想定し100人と記載していますが、ニーズ調査では人数的にはそこまで延長して預けたいという人はあまり居なかったと感じている。

(委員)

保育士不足があるとはいえ、利用者のニーズに答えることも必要だと思うが実際に利用者が居るのかなと感じる。

また、10ページ、みどり幼稚園の定員数が180人と記載されている。これは私学助成の方の認可定員になるのですが、入園数は何月現在なのか。4月なのであれば、この後満3歳の入園もあり、パッと見ると定員数に対して入園者数の差が随分とあるように思われてしまう。

結局、この後20数名入園してくる予定もある。平成29年度から新制度に移行しており、一応、利用定員としては120名である。それと比較してもらえる方が良いのかと感じる。

180名の定員も正しいが、新制度移行後の120人と記載してもらえないのであろうか。

(事務局)

入園児数については4月の状況である。

また、定員に関しては素案を作成した際に180人と記載があったため確認をさせていただいた経緯がある。

その中で、新制度へ移行した際の利用定員120人としているが、認可定員の180人も間違いのないとのことであったため、180人のキャパがあるものと認識していた。

(委員)

定員の認識は間違っていないのだが…。

(事務局)

ここで定員数を減少させてしまうと量の見込みの方で確保策が無くなってしまうという恐れもある。そこでこの表では180人という明記をしていることである。確保策については、人数が増えた場合でも確保ができるということにしたいと考えており、認可定員の180人は残しておいた方が良いのかなと考えている。

(委員)

道の学事課にも相談して定員を減らすという話をしていたが、180人はそのまま残しておいた方が良いとの判断に至り定員数は動かしていない。

実際180人が入園できるかという部分では難しく、利用定員の120人と考えており、そうなるとこのグラフの表記がどうなのかなと考える。

((株)ぎょうせい)

確かに認可定員と利用定員の二つの枠組みがある。どちらが使いやすいかという利用定員については柔軟に変更が可能である。認可定員に関しては、一度申請して認められないと変更できないという状態があるので、一度変更して、更に変更するのは難しくなるため認可定員は残しておいて、利用状況に応じた利用定員の人数を量の見込みと確保の方策と扱うのが一般的である。

統計的な表記としては認可定員で記載し、実際の見込みと確保は利用定員で記載しておくことが、通例というか運用上の一般的な形であるため、このままで良いのかなという考えで

ある。

(事務局)

認可定員の 180 人と利用定員の 120 人をどこかで表記しておき、その利用定員の中で量の見込みと確保策をしています。というのが分かれば良いのかなと。

(株)ぎょうせいが解説した内容のとおりであり、一般的に市民の方々が見ると 180 人の定員で 104 人の利用者数となると随分余裕があると判断されることはあると思うので、実際の利用定員は 120 人ですとの部分が見えてこないと分からないことでもあるため、

(株)ぎょうせいと調整をしながら記載方法について確認を行い、ご意見として頂戴して協議を進めていきたいと考える。

(委員)

人材育成の確保という部分で子育て支援員というものが国の制度であり、何十時間かの研修を受けると保育士の資格までいかないが、保育士と見なされて受入れの人数にカウントできる制度がある。

このような制度を人材確保の一環で市でも研修会を開催するなど出来ないものだろうか。

有資格者が来てくれることに越したことはないが、人材不足のため国の施策を活用して進めることとし、素案の中にも人材確保の観点から記載できないものか。

旭川などは年に 2 回ほど研修会を開催しているため、是非とも考えていただきたい。

((株)ぎょうせい)

素案 62 ページ、「第 4 節 2 乳幼児教育・保育等の質の確保及び向上について」に記載している「①公私立の教育・保育施設や幼保小の職員合同研修等、資質向上に向けた研修の充実」が、この部分に該当するのではないかなと考えている。

今の内容を第 4 章の部分に、個別に、更に強調して記載して盛り込むかどうかは市の判断を受けることとなるが、ただ今のご提案に関しては、この項目に含む内容ではあります。

(委員)

この制度など知らない人が多いと思うので、いろいろな部分で周知することは大切かなと感じ提案させていただいた。

(事務局)

札幌と旭川でそれぞれ研修会を開催しているが、全道各地から受講しに来るが人数が多くてなかなか受けることが出来ないというのが現状でもあり、芦別や赤平、滝川と近隣自治体と共同で一体的に開催できないかと。何十時間かの講義を何日間かに分けて受けていくような研修を近隣市と手を組んで開催することで、定員に溢れて受講できなかった方をカバーできるような仕組みを考えてはどうですか？というご提案でありました。

今、ぎょうせいから解説のあった部分について素案の表現では含まれているという考えであり、今後は、具体的にどのように進めていくかということは、道や振興局とかいろいろな対応の部分であり、おそらく委託として実施するパターンが多いのかなと感じているが、金銭面や他の部分の問題など整理が必要となってくると思われるため、市への今後の課題として意見をいただいたと受け止めたい。

② その他

事務局より意見書の提出について説明

意見書については、提出期限を12/16までとさせていただきます。提出が無い場合は意見がないものとして扱わせていただき、提出についてはFAX又はメールによる提出、様式データが必要であれば記載のアドレスに委員名を記載のうえ送信を依頼した。

5 その他

事務局より庁議の一部内容について説明

12/4の庁議において素案を審議した。来年2月に再度庁議にかける予定であり、今回はその中で副市長、教育長より意見が出されている。

1. 幼児期から就学期への接続について（教育長）

支援教育となり得る子どもについては、教育委員会で支援教育連携協議会において共通理解を図っているが、それ以外の子ども、例えば健常値の子ども、若しくは少し支援が必要かなという子ども等についての対応が教育委員会でも出来ていないと感じているというお話がありました。

子ども・子育て会議の中で、何かのきっかけでも構わないので、幼保小の連携強化、素案の61ページ、第3節にも「幼・保・小連携の体制強化、小学校教育との円滑な接続」と記載しているが、連携の在り方について委員の皆様から意見があれば是非とも教育委員会へ報告してもらいたいという内容でありました。

副市長からもこの件に関して、前回の子ども・子育て会議の中、前回の計画策定においても就学期への接続について非常に貴重な意見を頂戴しているということで、今回の会議でも全面的に押し出した内容で意見を頂戴したいという感想もいただいている。

2. 待機児童を発生させない仕組みについて（副市長）

前回の会議で待機児童について発生しているとの内容を説明申し上げ、会議録についても副市長・市長まで決裁を受けている。その中で、待機児童を発生させない仕組みについて今後政策の中で打ち出していくことが出来ればと考えており、みどり幼稚園とタッグを組み連携をしながら、保育の形態の中で待機児童を解消できるような取り組みができるよう問題解決を図っていきたいとの内容でありました。

3. 次世代育成行動計画について（副市長）

素案73ページ、第8章の次世代育成支援行動計画についてであるが、子ども・子育て支援事業計画と内容は同じのものであり、既に任意で作成する計画ではないのかということでもあります。第1期の計画では北海道の他の計画と合わせ技で作成された中、その後他の自治体では作成されていない状況で、今回の計画の中で次世代育成支援行動計画を併記することが必要かという内容であります。

素案第1章などでも「次世代」の部分に記載している箇所もあるが、その部分を再度検証していただけないかとの話がありました。

事務局と（株）ぎょうせいとで調整をしながら第8章の項目をどうするかなどの扱いを考えていき、第8章の構成を見直すなどの場合は12/25の会議前に変更の内容を各委員にお伝えしたいと考えております。

6 閉 会

素案の内容を再度確認いただき意見書の提出を依頼した。併せて、各委員からの意見書を取りまとめたものを配布して12/25の第3回子ども・子育て会議を効率的に進めることができるよう依頼し閉会とした。